



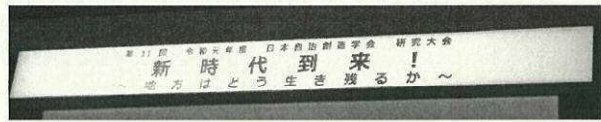
政務活動報告書

令和元年5月20日

〔会派名：心風会〕

代表者氏名	永岡 禎 	記録者氏名	幸松 孝太郎 
研修者氏名	幸松 孝太郎		
研修日	令和元年5月9日(木)～10日(金)		
研修先	東京 明治大学アカデミーコモン棟3階 アカデミーホール		
目的	人口減少と少子高齢化を乗り越えるために、今研修では、顔ぶれも多彩な講師の先生方から、真の地方創生や地方自治を学ぶ。そして、人口減に対応する地域ビジネスの施策や、どのように乗り切っていくことができるのか、自立へのシナリオを考えることで、地方が生き残る方策を学ぶことにより、名張市政へ反映することが目的である。		
研修概要	<p>(1) 第11回 2019年度 日本自治創造学会 研究大会</p> <p>■第1日目：5月9日(木)</p> <ul style="list-style-type: none">・講演「自立へのシナリオを語る」穂坂 邦夫((財)日本自治創造学会理事長・地方自立政策研究所理事長)・講演「真の地方創生と地方自治」片山 善博(早稲田大学公共経営大学院教授・元総務大臣)・《事例発表》 「地域ビジネスを成功させる知恵と実践」竹井 智宏((株)MAKOTO代表取締役) 齋藤 潤一((財)こゆ地域づくり推進機構代表理事) 「外国人対策」 谷畑 英吾(湖南市長)・講演「少子高齢化を乗り切る取り組み 齋藤 健(前農林水産大臣・衆議院議員)・改革発表会 <p>■第2日目：5月10日(金)</p> <ul style="list-style-type: none">・講演「SDGsと地域循環共生圏」中井 徳太郎(環境省総合環境政策統括官)・講演「日本の課題と可能性」村上 由美子(OECD東京センター所長)・講演「スポーツが持つ力と地域活性化」藤江 陽子(スポーツ庁審議官)・講演「日本が売られる～自治体は最後の砦～」堤 未果(国際ジャーナリスト)・《パネルディスカッション》「新時代到来！～地方はどう生き残るか～」		





(2) 代表的な講演のまとめ

第一 片山 義博 (早稲田大学公共経営大学院教授・元総務大臣)

講演: 「真の地方創生と地方自治」

①. 「自分本位」「地域本位」に考えることが必要!

「地方自治」の出発は「地域本位」に考えるところから始まり、それも「真剣に考える」ことが必要である。そして「地域本位に考える」というと、利己的なイメージであるが、そうではなくて、いい意味で「自分本位に考える」ことから「自治」が始まる。

今日のテーマの底流をなすのは「自治」。「地方自治」は、住民の意思で責任をもって決める。結果についても責任をもつ。一人ひとりの住民が、いい意味で、自分本位に、どのようにすれば地域がよくなるかを考えるところから「地方自治」は出発して、次のステップに進む。

「地域本位」で考えず、国が提示した施策をそのまま取り込んでいる限りは、いつまでたってもうまくいかない。本来の「地方創生」の原点は、地域住民と一緒に、地域本位に考える。そこから地域づくりをスタートさせなければいけない。「地方創生」が始まって5年になるが、なかなかうまくいっていないのは、こうした現状があるからであると、鋭く心に響いてきた。今日は、「自分本位」「地域本位」に考えるという原点に戻って、地方の問題をどう考えるのか、具体例を交えながらお話しいただいた。

②. 地方の人口は、出生率の低さと若者の流出でダブルパンチ⇒地方創生を点検する

今、日本は人口が減っているが、東京の出生率は非常に低い。2番目は京都。そのうえ、多くの地方では、子どもが生まれても、成長すると大都市に出ていってしまう。以前、知事をしていた鳥取県は、典型例で、3月になると大勢の若者が県外に出ていく。出生率は、相対的には高いが、人口を維持するための2.2~2.3にはほど遠いうえに、18歳になると進学や就職のために出ていってしまう。出生率の低さと若者の流出のダブルパンチで、人口が減るといふ地方が、全国にはたくさんある。

「地方創生」は、安倍政権が内閣の主要課題の一つとして取り上げ、担当大臣に石破 茂さんがなってから2年、全国の自治体を巻き込んで今日に至っています。

では、職場や住んでいる地域で、「地方創生」として出生率の低さと若者の流出対策について「これをやった」と思い当たるものがありますか。必ず何かやっていますが、すぐには思い当たらない方が多いのではないのでしょうか。実はそういうことなんです。これが「地方創生」の正体なんです。あれだけ大騒ぎして「地方創生」を取り組んだことになっていても、当事者の近いところにいる皆さんには、「あれだ」と思い当たるものがない。奇妙だと思いませんか。

ほんとうに、頷くことばかりで、名張市においても人口の減少と出生率の低下、若者の流出は、カバーできていない。本年4月からスタートした新総合計画第2次基本計画において、対策ができるようにしなければならないことを痛感した。

③. 「プレミアム付き商品券」で地域の雇用は増えたか、地方に魅力ある雇用の場が増えたか

全国どの自治体もやったのが「プレミアム付き商品券」。あれは「地方創生」の目玉ですが、あれで何かうちの地域は変わった、変わる希望が出てきた。停滞している地域経済が、「プレミアム付き商品券」で流れが変わり、「若者の流出に歯止めがかかる芽が出てきた」と感じる人は、いないですよ。どこで聞いてもいない。経済団体、商工会議所、銀行の会議などにも行くことができますが、そこでも手を上げる人は、一人いるか、いないか。大半が手を上げない。

国は「地方創生」を鳴り物入りでやって、自治体も取り組んだことになっていますが、本当に真剣に考えたのかということが問われたいといけません。真剣に考えてこなかったに違いないし、記憶にも残っていない。さしたる成果も出ていない。商品券を配れば地域がよくなるという証拠は、まったくありません。政策は、もっと具体的に、地域の現状を把握する必要がある。人の体だったら、病気の症状をみて原因を探り、若い人が地域から出ていくのは症状。その原因は「魅力ある雇用の場が少ない」からである。

そこが政策課題になるので、若い人に魅力ある雇用の場を増やすための処方箋と、商品券とはどういう関係がありますか。1万円で1万2000円のものを買える商品券を配っても、魅力ある雇用の場の創出にはつながらない。やる前から、やったって意味がないことがわかりきっているのに、なぜそんなことをするのか。どの自治体も、議会の議決を経て予算化しているが、真剣に考えたのでしょうか。考えた自治体もあります。「国の政策として商品券を発行する。それ以外の地域振興策はみなさんで考えてください。政府が後押しをします」という触れ込みでした。しかし、「こんなのやったって意味がない」と、商品券をやらないで、別のことをやろうとした自治体もありました。ところが、結局、そういう自治体も商品券をやりました。なぜかと聞いてみたところ、県庁に「うちは商品券をやらない。別の政策をやりたい」と言ったら、「何を考えているの。商品券をやらないと政府は応援してくれない」と言われたそうです。そういう話をいくつもの自治体から聞いて、びっくりしました。国は、「地域創生」の例として「商品券」をあげていましたが、「絶対、商品券をやらせたい」という意思があったと確信しています。したがって、すべての自治体が商品券をやった。国は、真剣に、自分本位に考えています。「地方創生」は、人口がどんどん減っている地域を何とかしないといけない、魅力ある雇用の場をつくらないといけない、そういうことから始まっています。

ところが、東京は、「地方創生」の「地方」ではない。よもやそんなところで「地方創生」はやってないだろうと調べてみたら、商品券をやっているんです。区議会議員に聞いたら、国から都

を通じて、「金を出すからやれ」と言われたと。「やれ」と言われたら、人口が増えて困っているところでも「地方創生」をやる。何の意味があるのでしょうか。国には、「地方創生」とは違った思惑があると思えません。

人口が少ない鳥取県でチマチマやっても意味がない。人口が多い東京で商品券をやった方が、マクロ経済の面では効果が出る。明らかに、「商品券」は「地方創生」の名を借りた、「アベノミクス」の経済政策だと思えません。自治体で政策を形成する皆さんは、「これがほんとに地域のためになるのだろうか」「国から便利使いされているのではないか」ということを、真剣に考えないといけません。

この「地方創生」は、便利使いされていると思えません。もっと違うところにお金を使うべきだ。自分たちで真剣に考えて、別の有効な政策があれば、表に出て議論すればいい。そこまでする国は「それはやめて、商品券をやれ」とは言わない。そういうプロセスが欠けていたのではないかとよく考えてほしい。

名張市議会においては、3月補正で商工費プレミアム付商品券発行事業 567.6 万円について、国が全額補助することでもあり、議論が何もなくて可決した。しかし、6月本会議では、本予算が提案されるので、真剣に議論をしなければならない示唆を頂いた内容であった。

④. 中央省庁移転は「地方創生」か

政府は、中央省庁の移転も「地方創生」だと言っているが、京都府に文化庁の移転や徳島県に消費者庁を移転する案もあり、東京の首都機能を地方に移転させるのは、20年来の課題。1992年に「国家等の移転に関する法律」ができており、その第1条では「国は、国会並びにその活動に関連する行政に関する機能及び司法に関する機能のうち中枢的なものの東京圏以外の地域への移転の具体化に向けて積極的な検討を行う責務を有する」と定めています。

これは何のためなのか。「地方創生」とは関係ありません。東京に一極集中しては、首都直下型地震があるとひとたまりもない。東京だけでなく、日本全体の機能が失われる。早いうちに、スペアの機能を地方に移転して、東京が大きなダメージを受けても、国全体としては機能するようにしなければいけない。

しかも、東京は過密による弊害が生まれています。東京は、高齢者にも子どもにも、過密による弊害が出ていて限界。その一番の解決策は、東京の首都機能を移転して、東京の人口を減らすことです。過密の弊害をなくすためにも、首都機能を地方に移さないといけません。「地方創生」とは関係ない。それを政府は、「地方創生」だとして、「中央省庁の移転を希望するところは、手を上げなさい」と言っている。「上から目線」の態度で、手上げ方式は、誰も手を上げなかったら、何もしないということ。本来は、「何とか受け取ってくれませんか」と言わないといけません。京都は文化財が多いし、何より元の首都ですから、文化庁を移転するにはふさわしいと思います。

ですから、中央省庁はバラバラに移転すると、不便、極まりない。文化庁は京都、中小企業庁は大阪、消費者庁は神戸など、ある程度、関西圏に集積させるよう、国はグランドデザインを描いてほしいという、本来の姿に戻さないといけません。

この中央省庁を移管する話は、まさに同感であり、地方議員も声を上げていかなければならない問題である。

⑤. 公共事業による経済対策は 地域経済を活性化するか

鳥取県知事をしていたとき、公共事業が地域経済にどう影響を及ぼすかを点検したことが

あります。鳥取県は、それまで「公共事業は、地域経済を振興し、地域の雇用を拡充する」として一生懸命やってきました。しかし、膨大な公共事業をすることで地域経済は回復したか。していません。若者に魅力ある雇用が増えたか。増えていません。雇用にも地域経済にも、ほとんど関係ない。したがって、無駄な公共事業はやめましたとのこと。

なぜか、公共事業で多くのシェアを占めているのは、道路で、特にお金がかかるのはトンネルと橋。公共事業費の4割が土地代です。あと4割弱くらいが、資機材費です。機械とかアスファルト。十数%が、建設作業員などの人件費です。この十数%の人件費は地域経済に寄与します。しかし、10億円を公共事業に投資しても、地域経済に寄与するのは1億3000万~1億4000万円です。割りが悪い。トンネルや橋は高度な技術が必要ですから、受注するのは大手ゼネコンです。県内の若者には、下請けや孫請けの仕事が回ってくるだけ。単価が低いので、東京に出ている若者が、大学を出て帰ってくる仕事にはならない。4割の土地代の地域経済への影響はどうか。何も貢献しません。土地を売った人は預金するだけ。まとめて金が入ったからといって、新しく仕事を起こす高齢者はいません。家でお手伝いを雇う人もいません。盛り場で飲み明かす人もいません。銀行に預金する。銀行は国債を買うだけで地域経済に関係ない。4割の資機材費も、地域経済に貢献しません。そんな機械をつくっている会社は、鳥取県にない。道路には、鉄とセメントを使いますが、鉄鉱石を産出しているわけでもなく、製鉄所があるわけでもない。石灰石もありません。セメント工場も石油化学工場もありません。県外から買うだけです。地元貢献するのは、単価の低い、あまり魅力のない雇用だけです。公共事業は地域経済を救わない。地元銀行の頭取には、「4割の土地代は、地元の銀行に入って県民の資産になるからいいじゃないか」と言われたことがあります。しかし、預金した高齢者が亡くなったら、相続する子どもは東京に出ていますから、知らないうちに東京都民の財産になっている。鳥取県は、公共事業をいくら増やしても、地域経済にはほとんど関係ない。公共事業が地域の活性化につながるのかどうか、真剣に考える必要がある。

真の地方創生とはどうゆうことなのか、また地方自治をどうするかなど、示唆に富んだ講演であった。6月本会議の一般質問に反映していきたい。

第二 谷畑 英吾（湖南市長）

講演：外国人対策

① 湖南省の現状と課題

湖南省で外国人が増えたのは1990年から。「入国管理法」改正で日系3世に「制限のない在留資格」が認められるようになり、ブラジル、ペルーからやってくる人が急増しました。外国人派遣の専門会社が、同市にある工業団地の住宅の空き家を借り上げ、そこから県内外のさまざまな企業に「安価な労働力」として供給したことも背景にあった。

谷畑市長は、自治体が、こうした外国人に「住民」としての基本的なサービスを提供し、人権を守るために、どんな努力をしているか、熱っぽく講演してくれました。

たとえば、通訳の配置では、現在、市役所窓口には8名の通訳者を配置しており、外国人からの相談は1カ月に1000件を超える。市の広報もポルトガル語、スペイン語に翻訳して配布している。

外国人の子どもたちの教育も特別の対応が必要で、日本語がわからない子どもが1クラスに5

～6人いる学校もあり、当初、授業が成り立たなかったため、市独自に日本語初期指導教室（さくら教室）を開設したり、学校に通訳者を配置したりした。

こうした努力を続けてきた湖南省ですが、リーマンショック後の世界経済危機は、定住外国人の雇用と生活を直撃しています。

そのため、外国人対策としては、食料物資の支援、一時避難所の準備などの「緊急支援」、職業訓練や技能職養成講座の実施、派遣会社でなく地域や外国人自身が自立することで支える仕組みづくりなどの短期支援だけでなく、「中長期支援」が必要と強調されました。

湖南省が外国人への支援をやればやるほど外国人が集まってきた。基本的人権を保障するのは国の責務であり、自治体丸投げはだめだ、との指摘は、外国人が集住する全国27の自治体を代表しての訴えだと痛感しました。

また、国籍にかかわらず、「住民」に基本的なサービスを提供し、人権を守るためにがんばる湖南省の姿勢には感動すら覚えました。そうした自治体の努力をつかみ、財政的にも応援するのが政府の責任で、この4月に新設する出入国在留管理庁の地方局に担当官を置く方針ですが、財政支援はもとより、自治体への人材育成や業務の充実を後押しすることが先決である。

更に受け入れ企業には、保険制度の趣旨を歪めないようにしなければならないし、生活を安定させるため、労働者本人について、公的医療保険や年金など社会保障制度への加入などについても国から指導を徹底することも必要であり、このような先進的な外国人支援について、貴重な報告を学ぶことができたことは、今後の名張市の外国人対策へ反映させていきたい。

第三 藤江 陽子（スポーツ庁審議官）

講演：スポーツが持つ力と地域活性化

スポーツの持つ多様な力を活用し、地域への経済効果の創出や雇用の拡大等の「地域経済の活性化」を図ることを最重点事項の一つとし、以下の施策について講演された。

①. 人口減少社会における、交流人口拡大の必要性

- ・2050年までに現在の居住地の6割以上で人口が半分以下になると予測されているが、人口規模が小さい市町村ほどその傾向は高く、現在人口1万人未満の市町村は人口がほぼ半減すると予測されている。急速な定住人口の減少傾向下においては、交流人口の拡大をもって人口減少分の経済消費を補うことが必要とされ、各地で国内外からの観光客誘致が図られている。
- ・2012年以降、訪日外国人旅行者は急増しており、2016年3月の「明日の日本を支える観光ビジョン」においてより高い目標が掲げられた。また、わが国の観光消費額の多くを占める日本人国内旅行も、人口減の中でも旅行消費額を維持・拡大する目標が掲げられている。
- ・2019年のラグビーW杯（全国12か所）、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、2021年の関西ワールドマスターズゲームズ（関西広域圏）、と国内ではメガスポートイベントが連続開催されることとなっており、開催地ではその準備及び大会レガシー創出に向けた活動が、非開催地においてはキャンプ誘致等の取組が始まっている。
- ・このような状況下で、スポーツと地域資源を掛け合わせ、戦略的に活用することで地域・経済の活性化を推進するために、地方自治体とスポーツ団体、観光産業等の民間企業が一体となった組織である「地域スポーツコミッション」は、地域の特色を活かしたスポーツツーリズム資源の開発、イベントの開催や大会・合宿の誘致等により、交流人口の増加を目指す活動を行っ

ている。

②. 具体的施策

- ・国は、スポーツツーリズム等の推進により交流人口の拡大を推進する地域スポーツコミッションの拡大と活動の充実のため、地方自治体とともに、これらの活動を支援する。
- ・国は、各地の地域スポーツコミッションの優良な活動内容や組織運営ノウハウなどを調査し、全国の地方自治体等に周知することで、全国的に地域スポーツコミッションが創出され、その活動が最大限の効果をあげることを目指している。
- ・国は、地域の交流人口とスポーツGDPの拡大のため、スポーツツーリズムに関連する企業・団体と連携・協働し、メディア等を通じたプロモーションを行うなど国民の関心と需要を高める。国のプロモーションを起爆剤に、地域のコンテンツ開発及び関連産業における商品開発やキャンペーン等の取組を活発化させ、官民一体でスポーツツーリズムの需要喚起・定着を図る。
- ・国は、スポーツ庁・文化庁・観光庁の包括的連携協定のもと、外国人旅行者の関心も非常に高い日本の文化芸術要素とスポーツツーリズムを融合させた「スポーツ文化ツーリズム」を創出し、その推進を図るために、表彰事業・シンポジウムなどを展開するとともに、表彰事例を地方自治体等に周知するなど、関係省庁と連携した取組を進める。
- ・国は、スポーツツーリズムに係る消費者動向等について調査・分析を行い、各種施策の指針とするとともに、地方自治体や関連産業にも周知し、官民協働のスポーツツーリズム推進に有効活用する。
- ・地方自治体は、国の情報提供、活動支援、プロモーションを受け、地域独自の文化・環境・景観等の資源とスポーツを掛け合わせた地域活性化策を検討し、PDCAサイクルのもと、持続的に展開する。
- ・国は、幅広い事業展開で収益を確保し、補助金等に依存しない「経営的に自立した事業体」となっている国内外の組織について、その収益モデルや経営形態、創設から発展に至る経緯等を調査し、このような組織の創出に必要な要件等を把握するとともに、調査結果を地方自治体等に展開することで、自立型事業体のスポーツ組織の必要性を醸成する。
- ・国は、調査結果に基づき、特に人口減少による域内マーケット縮小が見込まれる中核市以下の地方自治体において、当該事業体の創設に向けて必要とされる支援策を講じる。
- ・地方自治体は、調査結果を参考に、地域住民やスポーツ組織、その他様々な団体とともに、地域の実情と将来像を見据えてスポーツによる地域活性化を実現するためのありべき地域体制について、検討を行っていく。

③. 所感

スポーツを通じた地域・経済活性化のためには、スポーツ産業の活性化、スポーツ環境の充実、そしてスポーツ人口の拡大がつながっていく好循環が重要であること。スポーツツーリズムや、多数の参加者・観衆が見込めるスポーツイベントの開催、大規模な大会やスポーツ合宿の誘致等のスポーツを核とした地域活性化に向けた取組を推進するとともに、スポーツ施設の魅力・収益性の向上、スポーツ経営人材の育成、スポーツと他産業との融合・拡大など、スポーツを我が国の成長産業へと転換していくための取組を推進していくことが大切であることが理解できました。

また、スポーツと、景観・環境・文化などの地域資源を掛け合わせ、戦略的に活用することで、まちづくりや地域活性化につなげる取組が全国で進められている。例えば、スポーツへの参加や観戦を目的とした旅行や、スポーツと観光を組み合わせた取組である「スポーツツーリズム」、域外から参加者を呼び込む「地域スポーツ大会・イベントの開催」、国内外の大規模な「スポーツ大会の誘致」、プロチームや大学などの「スポーツ合宿・キャンプの誘致」などが、代表的な取組である。各地でこれらの取組を推進しているのが、地方公共団体とスポーツ団体、観光産業などの民間企業が一体となって組織された「地域スポーツコミッション」です。スポーツを通じた地域振興の、まさに中心的存在として活動しています。

スポーツ庁では平成27年度より、このようなスポーツコミッションの活動を支援する事業を実施しており、スポーツ庁の調査では、2018年10月段階で、全国に99の地域スポーツコミッションの存在が確認できている。第2期スポーツ基本計画では、2021年度末までに、全国の地域スポーツコミッションの設置数を170にまで拡大することを目標として掲げている。この地域スポーツコミッションの取組みも今後提案したい。

④. 講演を聞いて、「名張市のホッケーのまちづくり」について考察

三重とこわか国体でホッケー競技を市内で実施することにより、市民へのホッケー競技の関心は大きく高まっていく。名張市では、これを一過性のブームにせず、百合が丘ホッケー公園を拠点とした「ホッケーのまちづくり」を推進するため、中学生をターゲットにした交流大会の開催や、国外の強豪チームを招聘し、試合を行うとともに、交流を深め、競技力の向上を図りつつ、本市の魅力を広くPRする。

児童生徒をはじめとした住民のホッケーに対する認知度の向上によって、イベントや大会等への住民参加や交流拡大につながる。また、各種教室や強豪チームとの交流試合等により、競技人口の拡大や競技力の向上を図り、地域全体でホッケーによる地域の活性化を推進する。国際交流においては、来日チームに対して近隣観光等によるおもてなしを行い、名張だけでなく近隣の自治体圏域のPRにもつなげる。

三重とこわか国体の開催は2021年度でもあり、海外強豪クラブチームとの交流試合を通して、ホッケー少年男女三重県選抜の競技力の向上ができる。また、交流試合に青峰高校のホッケークラブにも出場してもらい、海外選手とスティックを交えたことは、普段あまり経験することのないスピードやパワーを肌で感じ、貴重な経験を積むことができる。

また、競技団体や学校との連携を構築できることは、今後、ホッケーのまちづくりを進めていく上で、必要不可欠なパートナーを得ることができるのではないかと。

今後も引き続き、市内小中学校へ出向いてのホッケー教室など普及活動を推進し、競技を体験することにより認知度の向上、競技人口の底辺の拡大を図り、国内の強豪チームからの指導などによる競技力の向上と合わせ優れた選手の発掘、養成を行い、ホッケー競技による魅力と活気のあるまちづくりの実現を目指していくことが求められる。

更には、市の将来を担う子どもたちの国際感覚を身につけるため、海外強豪チームとの交流により、国際社会の中において、海外と自分の地域とのつながりを実感

してもらい、自分の存在が世界の中に位置付き、他の国々の人々とも繋がっているということを感じてもらい、世界との協力の必要性を実感してもらおう。併せて、コミュニケーション能力の向上を図り、世界で活躍する次世代の子どもたちを育成するとともに、異なる文化や価値観を認め合う地域社会づくりを行い、交流人口の拡大や賑わいのある「ホッケーのまち なばり」を実現できるように今後の市政に反映させていきたい。

第四 中井 徳太郎（環境省総合環境政策統括官）

講演：SDGsと地域循環共生圏

日本の第五次環境基本計画の審議を通じて提唱された「地域循環共生圏（Regional CES）」という新しい概念は、日本の環境政策の基本指針となるものであり、他国や国際社会においても有益なものになりうると期待されている。概念の背景と有用性、そして日本と諸外国に及ぼす影響について簡単に講演していただいた。

日本は2008年に「地域循環圏」の概念を提案し、マテリアルリサイクルに関する3R原則を採用した。3R原則、すなわち発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）は、地方自治体を含む重層的・体系的なアプローチを通じて循環型社会の構築を目指す循環型社会形成推進基本計画の基盤をなす考え方である。一方、生物多様性国家戦略2012-2020は、豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップを提示した。

この戦略においては、「自然共生圏」という考えに基づいた都市・地方間の連携や交流の強化が重要であると認識された。自然資本と生態系サービスの持続可能な生産を基盤とした強靱な社会を構想し、地方の生産者と都市の消費者とのさらなる連携強化を提言した。

今日議論されている気候変動への適応と、今後の持続可能性への転換にあたっては、脱炭素化・低炭素社会への移行がまず求められる。このような低炭素社会は物質循環だけでなく、炭素循環に大きく依存している。私たちはこれまで循環経済（サーキュラー・エコノミー）の原則の下で物質循環に取り組んできたが、地域の再生可能エネルギーが持つ計り知れないポテンシャルに目を向けることは、今後低炭素社会を構築する上で非常に重要である。国連環境計画（UNEP）のクラウド・テプファー元事務局長が指摘したように、分散型かつ地産地消による、自然資本と生態系サービスに基づいた再生可能エネルギーがこれまで以上に必要となる。しかし、そのポテンシャルはこれまで見過ごされてきた。

したがって、地域資源を再認識し、持続可能な方法で活用・管理することが、今後の持続可能性への鍵となる。私見だが、そのためには社会・制度的改革と地方の活性化が必要である。

地域循環共生圏はまた、持続可能な開発目標（SDGs）が示している経済的・社会的・環境的側面の統合的アプローチの具体的なビジョンを描いている。環境基本計画はSDGsの考え方を活用し、環境的・経済的・社会的課題は不可分の関係にあり地域規模で相互に関連するという基本的なメッセージの具体化を図っている。SDGsは17の異なる目標の集まりだと誤った見方をされているかもしれないが、環境基本計画では、環境と社会の課題は相互に関連しており統合的に解決する必要がある、というSDGsの根底にある見解を重視している。つまり、「環境・経済・社会の統合的向上（II2ES）」の実現を目指している。II2ES達成への鍵は、地域のニーズに沿った自立・分散型の社会を形成し、近隣地域間でさまざまな要素を補完し合い、地域資源

を持続的に利用することである。

さらに、地域循環共生圏の概念は、自然的なつながり（森・里・川・海及び都市の連関）と経済的なつながり（人、資金、商品）から成るより広域的なネットワークを構築することで、地域資源を補完し、支え合いながら、新たなバリューチェーンを生み出すことを目指している。それぞれの地域がその特性を生かした強みを発揮するのである。地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型社会を構築し、それぞれの特性に応じて近隣地域と共生・対流し、農山漁村や都市の幅広い資源を活用するのである。

この概念は、太陽光や風力など地域の豊かな自然資本の賢い利用を取り入れる絶好の機会を生み出し、地域の所得創出と地方経済活性化の手段となり得る。地域雇用の創出により経済的・社会的な効用を生み出し、国内の供給が災害の影響を受けた時には地域のエネルギー源はエネルギー安全保障に寄与する。また、多くの地域では過疎化により森林の適切な管理が行われていないが、そうした森林の間伐で生じたバイオマスを活用することでベネフィットを高めることができる。健全な森林の維持と豊かな自然環境の保全につながり、それによって経済・社会・環境の分野横断的なマルチベネフィットをもたらす。バイオマスが化石燃料の代替となり、エネルギーの長距離輸送を削減することで、この概念は低炭素・省資源戦略となりうる。

この概念では、関係する地域の特性と循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を促進することが重要だと強調している。狭い地域での循環に適した資源は可能な限り狭い地域で循環させ、広域での循環に適した資源は循環の環を広域化させるべきである。このように、資源を最適な規模で循環させていくことにより、重層的な循環型の地域づくりを進めることができる。地域循環共生圏は、場合によっては集落レベルや市町村レベルの狭域に適用できるが、流域や都道府県、国、アジア地域といったより広域なレベルでも適切に応用できる可能性がある。日本ではすでに、29都市を対象としたSDGs未来都市イニシアティブ2018において、この概念を実施に移している。

この概念は、地域における自然資本と人的資本の実情を踏まえてグローバルに適用可能で、さまざまな都市や地方に応用できると確信している。また、都市部に暮らす人々にとっては自然の恩恵に対する理解をより深められ、地域からの製品やサービスを通じて自然とのつながりを認識できる。自然保全活動への参加増加や環境保全型農業で作られた農産物の購入拡大を通じて、農村を支援する具体的な行動につながる可能性もある。すなわち、地域循環共生圏は、農山漁村や都市の資源を統合的に持続可能な形で衡平かつ効率的に活用する、すべての地域の活力を最大限に発揮させる考え方でもある。

地域循環共生圏の効果的な実現のためには、国、地方自治体、民間セクター、学术界、市民社会など幅広いステークホルダーのパートナーシップ構築がますます重要になることを強調していた。

多くの課題が待ち受けているものの、地域循環共生圏に関する議論の考え方に大いに刺激を与える一助となった。これからは、日本だけでなく世界各地で地域循環共生圏の概念を具体化させる試みに取り組んでいかなければならないことを痛感した。

（3）最後に

最後になるが、人口減少と少子高齢化を乗り越えるために、今研修では、顔ぶれも多彩な講

師の先生方から、真の地方創生や地方自治を学ぶことができた。そして、人口減に対応するスポーツによる地域活性化の取組みや、どのように乗り切っていくことができるのか、自立へのシナリオを考えることなど地方が生き残る方策を考えることができた有意義な研修であった。

今回、改革発表会に参加した。その発表の中に、愛知県岩倉市議会、沖縄県嘉手納町議会、広島県安芸高田市議会から議会改革の報告があったが、特に岩倉市の「サポーター」が、印象に残ったので、参考に掲載しておきたい。

※ <岩倉市議会サポーターの運用に関する要綱>

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市議会基本条例（平成23年岩倉市議会条例第1号）第10条第4項の規定に基づき、岩倉市議会サポーター（以下「議会サポーター」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民本市の区域内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- (2) 会議市議会で開催されるすべての会議をいう。

(依頼する職務)

第3条議長は、次に掲げる職務を議会サポーターに依頼するものとする。

- (1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 「岩倉市議会だより」及び市議会のホームページに関する意見を文書により提出すること。
- (3) 議長が依頼した市議会の運営に関する調査事項に回答すること。
- (4) 市議会議員との意見交換会に参加すること。

2前項の職務については、市民が自主的に可能な限り行うものであり、議長が強制することはできないものとする。

(提出された提言等の処理)

第4条議会サポーターから提言等が提出されたときは、議長は、必要に応じて関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2前項の規定による検討結果は、議会サポーターに通知するとともに、市議会だより及び市議会ホームページで公表するものとする。

(資格要件)

第5条議会サポーターは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 年齢満18歳以上の市民であること。
- (2) 岩倉市が雇用する常勤の地方公務員ではないこと。

(定員及び委嘱)

第6条議会サポーターの定員は、100人以内とする。

2議会サポーターは、年代別の無作為抽出又は公募により、市民のうちから議長が委嘱する。

(任期)

第7条議会サポーターの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

以上